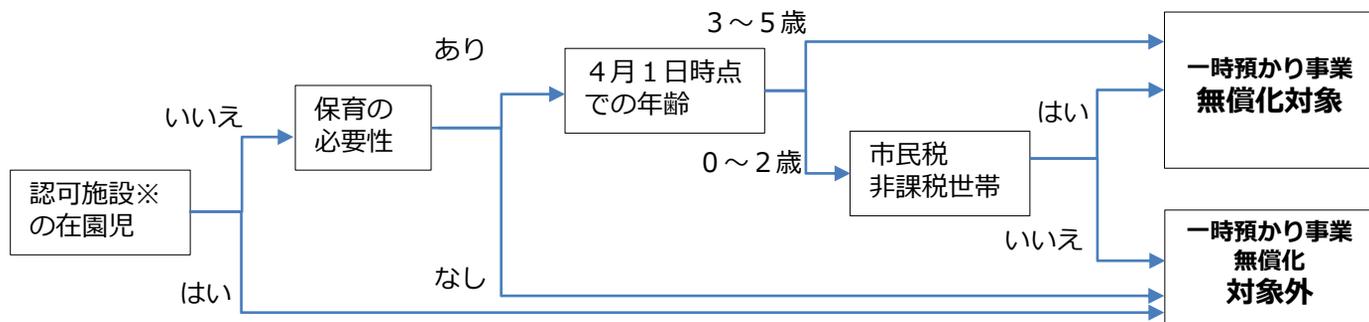


令和元年10月～

幼児教育・保育の無償化で

一時預かり事業も無償化の対象になる場合があります

一時預かり事業の利用が無償になる場合



※認可保育所、認定こども園、預かり保育を実施している幼稚園、企業主導型保育施設に入園しているお子さんは一時預かり事業の無償化対象になりません

無償化対象のお子さんは、最大月額37,000円まで利用料が無償化されます。（0歳児～2歳児の住民税非課税のお子さんは最大月額42,000円まで）

※無償化対象となるのは利用料のみです。食材費や通園送迎費、行事費等は保護者負担となります。

※月上限額は、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業を合算した金額です。

無償化のために必要な手続き

無償化のための「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※認定を受けていない場合、他の要件を満たしていても無償化の対象とはなりません。

【保育の必要性について】 認定を受けるためには、保護者（父母ともに）が以下のいずれかを満たす必要があります。

事由	証明書類	認定の有効期間
就労（自営・農業含む）	就労証明書	最長就学前まで
出産前後	母子健康手帳（表紙及び分娩予定日がわかるページ）の写し等	産前産後各8週間
就学中・職業訓練中	在学証明書、職業訓練受講決定通知書	在学期間に応じて
病気・ケガ・障がい	診断書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳の写し等	必要に応じた期間
介護・看護	同居親族等の介護保険被保険者証または診断書等	必要に応じた期間
求職中	誓約書兼求職活動報告書、求職活動中であることを証明するもの（ハローワークでの求人票など）	3か月

保育の必要性が認定されたお子さんには、「施設等利用給付認定通知書」が送付されます。

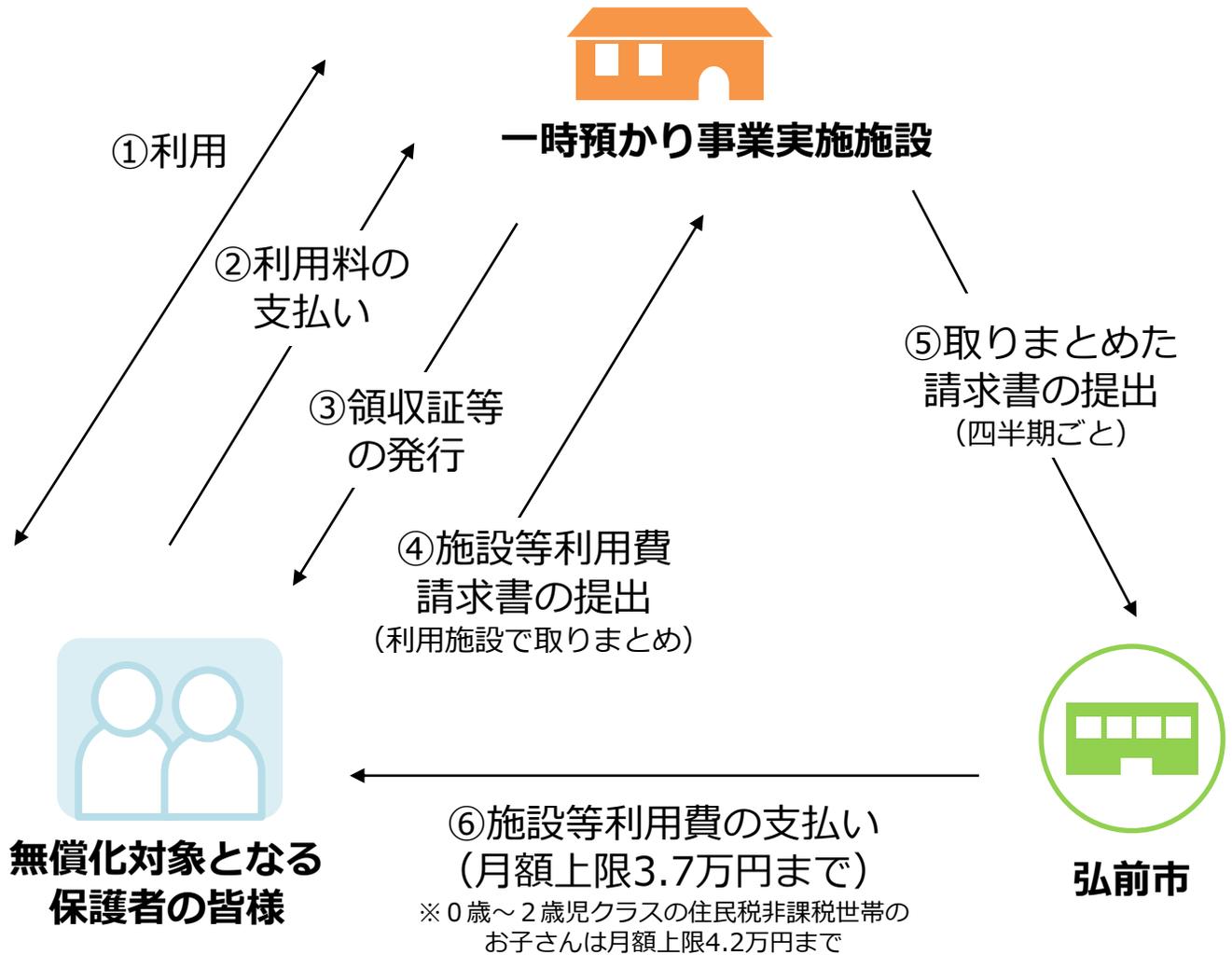
施設で確認する場合がありますので、一時預かり事業を利用する際にお持ちください。

※有効期間は申請日以前に遡ることはできません。認定を希望する日の1週間前までに申請してください。

※申請書類一式は弘前市HPからダウンロードできるほか、こども家庭課の窓口でも配布しています。

※弘前市以外に住所のある方は、お住まいの市町村に手続きについて確認してください。

利用料支給の流れについて



一時預かり事業を利用したら、利用料はこれまでどおり一旦施設に支払う。

↓
後日、弘前市に「施設等利用費請求書」と「領収書」を提出
(利用施設で取りまとめ)

↓
請求内容を審査し、指定の口座に無償化にかかる給付金を振り込みます。

※請求の受付は四半期ごと（3か月分まとめて）に行います

(10～12月の利用：1月に請求、1～3月の利用：4月に請求、4～6月の利用：7月に請求、7～9月の利用：10月に請求)

※弘前市以外に住所のある方は、手続きについてはお住まいの市町村にご確認ください。

問い合わせ先：弘前市 健康こども部 こども家庭課 保育係
TEL：0172-35-1131（直通）